次世代ＩＰインフラ研究会
セキュリティＷＧ（第２回）議事要旨

１　日　時：平成１７年1月２０日（木）１０：００～１１：４５
２　場　所：総務省　低層棟１階　共用会議室４
３　出席者：
〔ＷＧ構成員〕
新井構成員、飯塚構成員（小山代理）、歌代構成員、笠原構成員（木村代理）、加藤幹之構成員、加藤佳実構成員、桑子構成員、笹木構成員、佐々木構成員（グループリーダー）、篠田構成員、武智構成員、手塚構成員、中尾構成員、永瀬構成員、南浮構成員（目黒代理）、藤谷構成員、星澤構成員、松島構成員（丹代代理）、森構成員
〔総務省〕
有冨総合通信基盤局長、江嵜電気通信事業部長、吉田情報セキュリティ対策室長
〔事務局〕
坂巻データ通信課長、秋本データ通信課調査官、山路データ通信課課長補佐

４　議　事
ソフトバンク BB 笹木構成員より、資料 WG２－２（ISP 協調運用での悩み）に沿って説明があった。主な意見は以下のとおり。

○：ネットワーク運用者は、顧客が切実に困っている、ネットワークが壊れそうという場合には、通信の秘密の侵害や個人情報の漏洩にならないように細心の注意を払い、解決に向けた対応をしている。

○：通信の秘密や個人情報保護に関して、セキュリティ業務を、契約等でカバーできる部分と正当行為として位置付けることができる部分とを切り分け、どういう場合に正当業務といえるのかという要素をリストアップして、裁判所からみても正当業務と言えるように、ISP 等の技術者と法律家が協力して基準を作っていくことが大事。

○：法律はある程度解釈の余地があるものと認識しており、法律で事細かに規定すると、セキュリティ人材が萎縮してしまうのではないか。技術でカバーできることは、法律で同時にカバーしなくてよいと思われる。

○：ある行為を合法であると定義した場合、それを技術と結びつけると、技術がそれにロックインして発展しなくなるという不安があるのではないか。

○：多数のインシデントに対応するためには基準を抽象化せざるを得ない。ただ、抽象的になりすぎても意味が無いので、ある程度具体化した基準が必要ではないか。

○：ネットワーク運用の現場では、具体的な基準が欲しい一方で、具体的すぎると自分たちのクビをしめるという矛盾した関係にある。

○：セキュリティ対策を行うことが認められる法律があれば良いのだが。不正アクセス禁止法５条は、アタックを受ける可能性のある潜在的な被害者の立場としてセキュリティ対策を講じるよう努めるものとする旨規定しており、１つの根拠となるかもしれない。

続いて、KDDI 中尾構成員より、資料 WG２－１（ITU-T　SG17 における ISMS-T 標準化動向と今後）に沿って説明があった。主な質疑は以下のとおり。

○：ISMS-T の今後の課題に関して、電気通信事業者が気になるのは、法制にどのように適合していくかという点である。

○：そうした点については、ISMS の「適合性（コンプライアンス）」に該当するが、現行の ISMS-T（X.1051）には記述されておらず、電気通信事業者のために考え方を整理したものを作ることが必要。まずは日本規格を日本国内で策定し、それを ITU-T に持って行くにはどうするかという２ステップで考えればいいのではないか。

○：各国でバラバラなものが出てしまうのも問題なので、例えば、絞り込んだ三要素くらいを日本国内で落とし込んで、それを国際連携に繋げていくような取り組みができれば、電気通信事業者も採用する気になるのではないか。

○：日本の法律だけに適合するように ISMS-T を作るのではなく、抽象モデルを持ち、ある程度規定を抽象化すれば、国ごとに異なるということはあまりない。抽象的なものを世界共通として、各国でドメスティックな問題に対応できるものを作るという二段構えでやっていけばいい。

○：ITU で承認された ISMS-T（X.1051）は、十分に精査されておらず、専門家が集まって議論し、内容を充実させることが必要。

○：佐々木 GL（Group Leader）より、中尾構成員の発表を踏まえ、ISMS-T のためのタスクフォース（Task Force：TF）を作ることが提案され、了承された。また、TF のメンバーに関しては、佐々木 GL に一任ということも併せて了承された。

以上